

令和4年2月14日

市内地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所 各位

(※本通知対象外の事業所にもご案内しています。)

お世話になっております。

各務原市介護保険課の大海と申します。

厚生労働省より情報提供がありました。

・介護保険最新情報V01. 1034「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」

本通知に基づき、各務原市でも同様の対応を行いますので、

該当する事業所でかつ算定する予定がある場合は、請求日より前に、別添様式を各務原市に提出する必要がありますので、

適切にご対応頂きますようお願い致します。

●概要は以下のとおりです。

通所系サービスにおいて、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するという観点から、

①訪問サービスへの切替え

②通所サービスの提供時間短縮

における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができます。

詳細は、別紙をご確認いただきますようお願い申し上げます。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

各務原市健康福祉部介護保険課

大海 かな（おおがい かな）

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆